

## みどり市公用車車体広告募集要領

### (目的)

第1条 この要領はみどり市が所有する公用車(以下「公用車」という。)に対する広告の掲載について、みどり市広告掲載要綱(平成18年告示第256号。以下「要綱」という。)、みどり市広告掲載基準及びみどり市公用車車体広告デザイン審査基準に規定する事項のほか、必要事項を定めるものとする。

### (掲載位置)

第2条 広告掲載の位置は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車ごとに定める。

### (掲載方法)

第3条 広告はラッピング用フィルム(以下「広告」という。)によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

### (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は1ヶ月単位でも認めるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主とみどり市が協議のうえ、公用車の運行管理状況等勘案し、定めるものとする。

### (広告掲載料金及び広告掲載可能面積)

第5条 広告掲載料金及び広告掲載可能面積は、別表のとおりとする。ただし、広告掲載料金には広告の制作費を含まないものとする。

2 広告掲載料金の納付は、掲載の決定後、市の発行する納付書により一括前納するものとする。

### (広告の作成、掲載、撤去及び経費負担)

第6条 広告の作成については、原稿の段階で掲載基準を満たしているかみどり市と協議し、掲載基準を満たしていることを確認してから、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

2 広告の掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとする。

3 広告掲載、撤去作業の日程については、みどり市と広告主で協議して決定するものとする。

### (補償)

第7条 公用車に広告を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告がき損、又は破損したときは、市が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、対象外とする。

2 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損、又は破損したときは、広告主が経費を負担し、修復するものとする。

(募集方法)

第8条 広告の募集は、市広報及び市ホームページに掲載する。

(広告の申込及び資格)

第9条 広告の申込は、みどり市公用車車体広告掲載申込書(別記様式)により、市長に申込みをするものとする。なお、申込資格は、要綱及びみどり市広告掲載基準を満たしている者とする。

(審査及び決定)

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに審査し、その結果を連絡するものとする。

(掲載の取消)

第11条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は、広告掲載料金を納入しなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第12条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する場合において、還付する額は、広告掲載ができなくなった日の属する月から広告掲載予定終了日の属する月までを月割り計算にて積算した額とする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年7月13日から施行する。

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

(別表)

車種	掲載可能面積			掲載料金(1車あたり)	
	車体側面 (右側)	車体側面 (左側)	合計	年額	月額
軽自動車	1.05 m <sup>2</sup>	1.05 m <sup>2</sup>	2.1 m <sup>2</sup>	60,000 円	5,000 円
軽貨物車	1.50 m <sup>2</sup>	1.50 m <sup>2</sup>	3.0 m <sup>2</sup>	72,000 円	6,000 円